

改正内容説明書

規則名	宮崎県行政書士会施行規則 4.2 会員表彰・慶弔等規則
改正日	令和5年2月27日
改正の概要	新旧対照条文のとおり

新旧対照条文（抜粋）

改正後				改正前																																																													
<p>（災害、傷病見舞金）</p> <p>第9条 会員の災害、傷病に際しては、それぞれ別表により見舞金を贈ることができる。</p> <p>（別表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 20%;">対象者又は該当基準</th> <th style="width: 10%;">金額 (円)</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚姻祝金</td> <td>会員</td> <td>20,000</td> <td>祝電</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死亡弔慰金</td> <td>会員</td> <td>20,000</td> <td>祝電・花輪</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者の父母 同居の子</td> <td>10,000</td> <td>祝電・花輪</td> </tr> <tr> <td>傷病見舞金</td> <td>傷病1か月以上の会員</td> <td>10,000</td> <td>次年度に継続の場合は会長査定</td> </tr> <tr> <td>災害見舞金</td> <td>災害、天災等の被災会員</td> <td>10,000</td> <td>会長・副会長の合意による査定</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弔電は、2，3親等の血族及び姻族については、申出により行う。 ・災害、傷病見舞金の査定に際し、罹災証明書もしくは罹災届出証明書、診断書等の提出又は提示を求めることがある。 				名称	対象者又は該当基準	金額 (円)	摘要	婚姻祝金	会員	20,000	祝電	死亡弔慰金	会員	20,000	祝電・花輪	配偶者			父母			配偶者の父母 同居の子	10,000	祝電・花輪	傷病見舞金	傷病1か月以上の会員	10,000	次年度に継続の場合は会長査定	災害見舞金	災害、天災等の被災会員	10,000	会長・副会長の合意による査定	<p>（災害、傷病見舞金）</p> <p>第9条 会員の災害、傷病に際しては、それぞれ別表により見舞金を贈ることができる。</p> <p>（別表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 20%;">対象者又は該当基準</th> <th style="width: 10%;">金額 (円)</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚姻祝金</td> <td>会員</td> <td>20,000</td> <td>祝電</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死亡弔慰金</td> <td>会員</td> <td>20,000</td> <td>祝電・花輪</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者の父母 同居の子</td> <td>10,000</td> <td>祝電・花輪</td> </tr> <tr> <td>傷病見舞金</td> <td>傷病1か月以上の会員</td> <td>10,000</td> <td>次年度に継続の場合は会長査定</td> </tr> <tr> <td>災害見舞金</td> <td>災害、天災等の被災会員</td> <td>10,000</td> <td>会長・副会長の合意による査定</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弔電は、2，3親等の血族及び姻族については、申出により行う。 <p><u>（新設）</u></p>				名称	対象者又は該当基準	金額 (円)	摘要	婚姻祝金	会員	20,000	祝電	死亡弔慰金	会員	20,000	祝電・花輪	配偶者			父母			配偶者の父母 同居の子	10,000	祝電・花輪	傷病見舞金	傷病1か月以上の会員	10,000	次年度に継続の場合は会長査定	災害見舞金	災害、天災等の被災会員	10,000	会長・副会長の合意による査定
名称	対象者又は該当基準	金額 (円)	摘要																																																														
婚姻祝金	会員	20,000	祝電																																																														
死亡弔慰金	会員	20,000	祝電・花輪																																																														
	配偶者																																																																
	父母																																																																
	配偶者の父母 同居の子	10,000	祝電・花輪																																																														
傷病見舞金	傷病1か月以上の会員	10,000	次年度に継続の場合は会長査定																																																														
災害見舞金	災害、天災等の被災会員	10,000	会長・副会長の合意による査定																																																														
名称	対象者又は該当基準	金額 (円)	摘要																																																														
婚姻祝金	会員	20,000	祝電																																																														
死亡弔慰金	会員	20,000	祝電・花輪																																																														
	配偶者																																																																
	父母																																																																
	配偶者の父母 同居の子	10,000	祝電・花輪																																																														
傷病見舞金	傷病1か月以上の会員	10,000	次年度に継続の場合は会長査定																																																														
災害見舞金	災害、天災等の被災会員	10,000	会長・副会長の合意による査定																																																														

<p>附則 (施行期日) <u>3 この規則は、令和5年2月27日から施行する。</u></p>	<p>附則 (施行期日) <u>(新設)</u></p>
---	---